

審査基準整理票

処分名	医師の指定		
根拠法令名	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）	（条項）	第15条第1項
基準法令名		（条項）	
所管部署	福祉部障害福祉課認定審査係		
標準処理期間	60 日	法定処理期間	—

【審査基準】

- (1)・文書の名称【 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて
(平成21年12月24日障発第1224第3号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)】
- ・掲載図書等【 新訂身体障害者認定基準及び認定要領〇解釈と運用 】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載
- (2)・文書の名称【大津身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する要領】
- ・掲載図書等【 新訂身体障害者認定基準及び認定要領〇解釈と運用 】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

[医師の指定に係る審査基準]

医師の指定に係る審査基準は、身体障害者福祉法第15条第2項の規定により厚生労働大臣が定めた身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて（平成21年12月24日障発第1224第3号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第2の2に定める指定基準等及び当該指定に関して定めた大津市身体障害者福祉法第15条2項の規定に基づく医師の指定に関する要領第5に定める指定要件に該当することを基準とする。

参 考

[根拠法令]

身体障害者福祉法

第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が15歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第27条第1項第3号又は第27条の2の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わって申請するものとする。

2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

[基準となる文書]（抜粋）

身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて

第2 法15条第1項に基づく医師の指定

1 略

2 指定基準等

(1)都道府県知事が法第15条第1項に規定する医師を指定する場合には、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能障害、音声、言語若しくはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう若しくは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害又は肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名を標榜している病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行うものとする。

大津市身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する要領

第5 指定要件

- 1 身体障害者福祉法別表に掲げる障害の医療に関係のある診療科目を標ぼうしている病院または診療所において診療に従事し、かつその診療に関する相当の学識経験を有する者であること。
- 2 指定を受ける医師は、原則として担当しようとしている障害分野の医療に関係のある診療科で、2年間以上診療に従事しているものでなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。